

農薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・環境省令の整備に関する省令（以下「共管整備省令」という。）関係

○農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年農林水産省・環境省令第五号）（共管整備省令第一条関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすること。</p> <p>四 農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となつて人に被害が生じないようにすること。</p> <p>五・六 （略）</p>	<p>（農薬使用者の責務）</p> <p>第一条 農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）は、農薬の使用に関し、次に掲げる責務を有する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染され用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。</p> <p>四 農地等の土壤の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害が生じないようにすること。</p> <p>五・六 （略）</p>
<p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第十四条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。</p> <p>四 規則第十四条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。</p> <p>五 規則第十四条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。</p> <p>イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二</p>	<p>（表示事項の遵守）</p> <p>第二条 農薬使用者は、食用及び飼料の用に供される農作物等（以下「食用農作物等」という。）に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 農薬取締法施行規則（昭和二十六年農林省令第二十一号。以下「規則」という。）第七条第二項第二号に規定する希釈倍数の最低限度を下回る希釈倍数で当該農薬を使用しないこと。</p> <p>四 規則第七条第二項第三号に規定する使用時期以外の時期に当該農薬を使用しないこと。</p> <p>五 規則第七条第二項第四号に規定する生育期間において、次のイ又はロに掲げる回数を超えて農薬を使用しないこと。</p> <p>イ 種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）第二</p>

十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

口 イの場合以外の場合には、規則第十四条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第十六条第四号、第九号及び第十一号に掲げる事項に従つて農薬を安全かつ適正に使用するよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 (略)

前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止とを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

十三条第三項第一号に規定する使用した農薬中に含有する有効成分の種類ごとの使用回数の表示のある種苗を食用農作物等の生産に用いる場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数から当該表示された使用回数を控除した回数

口 イの場合以外の場合には、規則第七条第二項第五号に規定する含有する有効成分の種類ごとの総使用回数

2 農薬使用者は、農薬取締法第七条第十二号に規定する最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないよう努めなければならない。

(ゴルフ場における農薬の使用)

第五条 農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするととも、同様とする。

2 (略)

(新設)

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するためには必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(水田における農薬の使用)

第七条 農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措

めなければならない。

(被覆をする農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壤から当該農薬が揮散することを防止するためるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(削る)

置を講じるよう努めなければならない。

(被覆をする農薬の使用)

第八条 農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壤から当該農薬が揮散することを防止するためには必要な措置を講じるよう努めなければならない。

別表第一（第七条関係）

一	S—(四—クロロベンジル)—N・N—ジエチルチオカーバメート（別名ベンチオカーブ又はチオベンカルブ）を含有する製剤
二	二—アミノ—三—クロロ—一・四—ナフトキノン（別名AC-N）を含有する製剤
三	三—アリルオキシ—一・二—ベンジイソチアゾール—一・一 —ジオキシド（別名プロベナゾール）を含有する製剤
四	二—イソプロピルフェニル—N—メチルカーバメート（別名MIPC又はイソプロカルブ）を含有する製剤
五	二—メチル—四—クロロフェノキシ酢酸エチル（別名MCPAエチル）を含有する製剤
六	二—メチル—四—クロロフェノキシ酢酸ナトリウム（別名MCPCAチオエチル）を含有する製剤
七	二—メチル—四—クロロフェノキシ酢酸ナトリウム（別名MCPAナトリウム塩）を含有する製剤
八	エチル—五—(四・六—ジメトキシピリミジン—二—イルカルバモイルスルファモイル) ——メチルピラゾール—四—カルボキシラート（別名ピラゾスルフロンエチル）を含有する製剤
九	O—エチル—O—(三—メチル—六—ニトロフェニル) セコンダリープチルホスホロアミドチオエート（別名ブタミホス）を含有する製剤
十	S—エチルヘキサヒドロ—H—アゼピン—一—カーボチオ

エート(別名モリネート)を含有する製剤

十一 (一 R S · 二 S R · 四 S R) — — · 四 — エポキシ — p — メンタ — — イル || 二 — メチルベンジル || エ — テル (別名シンメチリン) を含有する製剤

十二 S — 四 — クロロ — N — イソプロピルカルバニロイルメチル || O · O — ジメチル || ホスホロジチオアート (別名アニロホス) を含有する製剤

十三 三 — (四 — クロロ — 五 — シクロベンチルオキシ — 二 — フルオロフェニル) — 五 — イソプロピリデン — — · 三 — オキサゾリジン — — · 四 — ジオン (別名ペントキサゾン) を含有する製剤

十四 四 — クロロ — 二 — (α — ヒドロキシベンジル) イソニコチンアニリド (別名イナベンファイド) を含有する製剤

十五 (R S) — — — [二] (三 — クロロフェニル) — — · 三 — (エボキシプロピル) — 二 — エチルインダン — — · 三 — ジオン (別名インダノファン) を含有する製剤

十六 四 — (二 — クロロフェニル) — N — シクロヘキシル — N — エチル — 四 · 五 — ジヒドロ — 五 — 方キソ — H — テトラゾール (カルボキサミド (別名フェントラザミド) を含有する製剤

十七 (E) — (S) — — — (四 — クロロフェニル) — 四 · 四 — ジメチル — — (一 H — — · 二 · 四 — トリアゾール — — イル) — ペンタ — — エン — 三 — オール (別名ウニコナゾール P) を含有する製剤

十八 (二 R S · 三 R S) — — — (四 — クロロフェニル) — 四 · 四 — ジメチル — — (一 H — — · 二 · 四 — トリアゾール — — イル) — ペンタン — 三 — オール (別名パクロブトラゾール) を含有する製剤

十九 一 — (二 — クロロベンジル) — 三 — (一 — メチル — — フェニルエチル) ウレア (別名クミルロン) を含有する製剤

二十 三 — (二 — クロロ — 四 — メシリルベンゾイル) — 二 — フェニルチオビシンクロ [三 · 二 · 一] オクタ — — エン — 四 — オン (

別名ベンゾビシクロロン）を含有する製剤

二十一 二・メチル-四-クロロフェノキシ酪酸エチル（別名M-C-P-Bエチル）を含有する製剤

二十二 O-O-ジイソプロピル-S-ベンジルチオホスフェート（別名I-B-P）を含有する製剤

二十三 N-N-ジエチル-三-メチルスルホニル-1-H-1-(1-四-トリアゾール-1-カルボキサミド（別名カフエントロール）を含有する製剤

二十四 1-[2-(シクロプロピルカルボニル)アニリノスルホニル]-1-(四-六-ジメトキシピリミジン-1-イル)尿素（別名シクロスルファムロン）を含有する製剤

二十五 2-三-ジクロロ-4-エトキシメトキシベンズアリド（別名エトベンザニド）を含有する製剤

二十六 (R,S)-1-(2-四-ジクロロ-1-m-トリルオキシ)プロピオンアニリド（別名クロメプロシップ）を含有する製剤

二十七 2-[(四-1-(2-四-ジクロロ-1-m-トルオイル)-1-三-ジメチルピラゾール-5-イルオキシ)-1四-メチルアセトフェノン（別名ベンゾフェナツプ）を含有する製剤

二十八 3-[(1-(3-五-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル)-1-(4-ジヒドロ-1-メチル-5-フェニル-2H-1-三-オキサジン-4-オントン（別名オキサジクロメポン）]を含有する製剤

二十九 2-四-ジクロロフェノキシ酢酸エチル（別名二-四-P-Aエチル又は二-四-Dエチル）を含有する製剤

三十 2-[(四-1-(2-四-ジクロロベンゾイル)-1-三-ジメチルピラゾール-5-イルオキシ]アセトフェノン（別名ピラゾキシフェン）を含有する製剤

三十一 4-[(2-四-ジクロロベンゾイル)-1-三-ジメチル-5-ピラゾリル-1-p-トルエンスルホネート（別名ピラゾレート）]を含有する製剤

三十二 2-三-ジヒドロ-1-三-ジメチルベンゾフラン-1-五

「イル」エタンスルホナート（別名ベンフレセート）を含有する製剤

三十三 二・六-ジブロモ-「-メチル-四-トリフルオロメトキシ-四-トリフルオロメチル-」・三-チアゾール-五-カルボキスアニリド（別名チフルザミド）を含有する製剤

三十四 O・S-ジメチル-N-アセチルホスホロアミドチオエート（別名アセフェート）を含有する製剤

三十五 S・S-ジメチル-「-ジフルオロメチル-四-イソブチル-六-トリフルオロメチルピリジン-三-五-ジカルボチオエート（別名ジチオビル）を含有する製剤

三十六 一-（ α ・ α -ジメチルベンジル）-三-（パラトリル）尿素（別名ダイムロン）を含有する製剤

三十七 三-（ジメトキシンホスフニルオキシ）-N-メチル-シス-クロトンアミド（別名モノクロトホス）を含有する製剤

三十八 一-（四・六-ジメトキシ-」・三・五-トリアジン-二-イル）-三-「-メトキシンエトキシ）フェニルス

ルホニル】尿素（別名シノスルフロン）を含有する製剤

三十九 一-（四・六-ジメトキシピリミジン-二-イル）-三-「-エトキシフェノキシスルホニル】尿素（別名エトキシスルフロン）を含有する製剤

四十 一-（四・六-ジメトキシピリミジン-二-イル）-三-「-メチル-四-（二-メチル-二H-テトラゾール-五-イル）ピラゾール-五-イルスルホニル】尿素（別名アジムスルフロン）を含有する製剤

四十一 二-五-六-テトラヒドロピロロ【三・二・一-1j】キノリン-四-オン（別名ピロキロン）を含有する製剤

四十二 a-（二-ナフトキシ）プロピオニアニリド（別名ナプロアニリド）を含有する製剤

四十三 二-メチルチオ-四-六-ビス（エチルアミノ）-s-トリアジン（別名シメトリン）を含有する製剤

四十四 ブチル-（R）-二-「四-（四-シアノ-）フルオ

ロフエノキシ) フエノキシ」プロピオナート (別名シハロホツ ブブチル) を含有する製剤
四十五 二十一セコンダリープチルフェニル-N-メチルカーバメ ート (別名BPMC) を含有する製剤
四十六 O-三-tert-ブチルフェニル-N-メトキシ-二 -ピリジル (メチル) チオカルバマート (別名ピリブチカルブ) を含有する製剤
四十七 二-クロロ-二-六-ジエチル-N- (ブトキシメチ ル) アセトアニリド (別名ブタクロール) を含有する製剤
四十八 (R,S)-二-プロモ-N-(α - α -ジメチルベンジ ル)-1-三-ジメチルブチルアミド (別名プロモブチド) を 含有する製剤
四十九 S-ベンジル-N-二-ジメチルプロピル (エチル) チ オカルバマート (別名エスプロカルブ) を含有する製剤
五十 O-O-ジイソプロピル-二- (ベンゼンスルホニアミド) エチルジチオホスフェート (別名SAP又はベンスリド) を 含有する製剤
五十一 二-ベンゾチアゾール-二-イルオキシ-N-メチルア セトアニリド (別名メフェナセント) を含有する製剤
五十二 メチル-N-二-クロロ-五- (四-六-ジメトキシピリミ ジン)-二-イルカルバモイルスルファモイル)-二-メチルピ ラゾール-四-カルボキシラート (別名ハロスルフロンメチル) を含有する製剤
五十三 五一 (二-四-ジクロロフェノキシ)-二-トロ安息 香酸メチル (別名ビフェノックス) を含有する製剤
五十四 メチル-N- (四-六-ジメトキシピリミジン)-二-イ ルオキシ)-六- (二-メトキシイミノエチル) ベンゾエート (別名ピリミノバツクメチル) を含有する製剤
五十五 メチル-N- (四-六-ジメトキシピリミジン)-二-イ ルカルバモイルスルファモイル)-O-トルアート (別名ベン スルフロンメチル) を含有する製剤

五十六	二-メチルチオ-四-エチルアミノ-六-（一-ニ-ジ メチルプロピルアミノ）-s-トリアジン（別名ジメタメトリ ン）を含有する製剤
五十七	S-（二-メチル-二-ビペリジル-カルボニルメチル -10-O-ジ-n-プロピルジチオホスフエート（別名ピペ ロホス）を含有する製剤
五十八	S-（二-メチル-二-フェニルエチル-ビペリジン- カルボチオアート（別名ジメビペレート）を含有する製剤
五十九	メチル-N-（二-メトキシアセチル）-N-（二-六 キシリル）-DL-アラニナート（別名メタラキシル）を含 有する製剤
六十	（E）-二-メトキシイミノ-N-メチル-二-（二-フ エノキシフェニル）アセトアミド（別名メトミノストロビン） を含有する製剤
六十一	（RS）-七-（四-六-ジメトキシビリミジン-二- イルチオ）-三-メチル-二-ベンゾフラン-（三H）-オ ン（別名ピリフタリド）を含有する製剤
六十二	（RS）-二-（四-フルオロフェニル）-二-（一H -二-二-四-トリアゾール-二-イル）-三-トリメチルシ リルプロパン-二-オール（別名シメコナゾール）を含有する 製剤
六十三	三-クロロ-四-四-ジメチル-二-三-チアジ アブ-オル-五-カルボキサニリド（別名チアジニル）を含有す る製剤
六十四	五-tert-ブチル-三-（二-四-ジクロロ-五- イソプロポキシフェニル）-二-三-四-オキサジアゾール- 二-（三H）-オン（別名オキサジアゾン）を含有する製剤
六十五	O-O-ジエチル-O-（三-オキソ-二-フェニル 二H-ピリダジン-六-イル）ホスホロチオエート（別名ピリ ダフェンチオン）を含有する製剤
六十六	N-トリクロロメチルチオテトラヒドロタルイミド

(削る)

付録（第二条関係）

$$Q = Q_0$$

A。

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される
量

Q₀は、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使
用量の最高限度
A₀は、農薬を使用しようとする農地等の面積
Aは、規則第十四条第二項第一号に規定する単位面積

別名キヤプタン）を含有する製剤	六十七（二一イソプロピル一四一メチルピリミジル一六）ージ エチルチオホスフエート（別名ダイアジノン）を含有する製剤
別表第二（第八条関係）	二一クロルピクリンを含有する製剤 二二臭化メチルを含有する製剤

付録（第二条関係）

$$Q = Q_0$$

A。

Qは、農薬使用者が遵守すべき農薬の使用量として算出される
量

Q₀は、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積当たりの使
用量の最高限度
A₀は、農薬を使用しようとする農地等の面積
Aは、規則第七条第二項第一号に規定する単位面積

附 則（抜粋）

（施行期日）

第一条 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

（農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第一条 第一条の規定による改正後の農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令第五条第一項の規定は、平成三十一年度以降に行う同項の規定による農薬使用計画書の提出について適用する。